

5. 医療

お問い合わせ

庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

医療の助成について

自立支援医療制度

心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活を営むために必要な医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。指定した医療機関（自立支援医療期間）での医療にかかる自己負担の費用は、原則1割となりますが、一定所得以下の世帯の方には、月の自己負担額に上限が設けられています。自立支援医療制度には、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3つがあります。

※1年毎に更新手続きが必要です。約3か月前から申請できます。

●更生医療

18歳以上で、身体障がいがある人の障がいの程度を軽くしたり、日常生活力や職業能力を高めたりするための医療にかかる費用を軽減します。

対象者

身体障害者手帳を所持している18歳以上の者で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果の期待できる者

給付の対象となる医療

角膜移植、関節形成、外耳形成、ペースメーカーの埋め込み、人工透析など

※指定の自立支援医療機関で受ける場合のみ該当します。

申請に必要なもの

保険証、医師意見書、マイナンバーがわかるもの、1年間の収入がわかる書類

ここでいう収入とは

・障害年金、遺族年金、恩給などのことを指します。

◆1年間（1～12月）の収入については次のとおりになります。

・1月～6月申請の場合は、申請月の前々年の収入

・7月～12月申請の場合は、申請月の前年の収入



しょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係
☎ 42-0149

5. 医療

● 育成医療

18歳未満で、身体障がいのある児童の障がいの程度を軽くしたり、日常生活力などの能力を高めたりするための医療にかかる費用を軽減します。

対象者

手帳の所持に関わらず、18歳未満の身体に障がいを有する児童（将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者

給付の対象となる医療

先天性股関節脱臼、脊髄側湾症などに対する関節形成術、高度難聴による人工内耳埋込術など

申請に必要なもの

保険証、医師意見書、マイナンバーがわかるもの、保護者の1年間の収入がわかる書類

● 精神通院医療

精神障がいや、それを原因とする疾患について、継続的に通院して治療をする必要がある人のための医療にかかる費用を軽減します。

対象者

精神障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者

給付の対象となる医療

精神障がいや当該精神障がいに起因して生じた病状に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる通院、デイケア、訪問看護など

※申請できる医療機関（自立支援医療機関）は病院・薬局・デイケア・訪問看護

でそれぞれ1か所のみ

申請に必要なもの

保険証、医師意見書、マイナンバーがわかるもの、1年間の収入がわかる書類

※医師意見書は再認定時は不要となる場合があります。

5. 医療
いりょう

お問い合わせ

庄内町税務町民課 国保係

☎ 42-0152

重度心身障がい（児）者医療制度（通称マルシン）

重度心身障がい（児）者医療制度とは、重度の障がいのある方が申請され該当すると重度心身障がい（児）者医療証が交付され、対象者の医療費の支払いが軽減される制度です。

対象者

医療保険加入者で、以下のいずれかにあてはまる方

- ・ 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、障害年金1級の受給権のある方
- ・ 特別児童扶養手当1級の受給資格のある方
- ・ 身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方をお持ちの方

所得制限

本人の町民税所得割：23万5千円未満

申請に必要なもの

保険証、マイナンバーがわかるもの、障がい名や等級が確認できる手帳や年金証書など（転入されてきた方は、必要書類が変わる場合がありますので、窓口にお問合わせください。）

